

平成30年白川町議会第2回定例会会議録（第1日）

1. 応招年月日 平成30年6月19日（火）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名者の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議員派遣について |
| 日程第4 | 一般質問 |
| 日程第5 | 承第1号 専決処分した事件の承認について
専第5号 白川町税条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 承第2号 専決処分した事件の承認について
専第6号 白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 承第3号 専決処分した事件の承認について
専第4号 白川町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 承第4号 専決処分した事件の承認について
専第2号 平成29年度白川町一般会計予算補正予算（第6号）
承第5号 専決処分した事件の承認について
専第3号 平成29年度白川町後期高齢者医療特別会計予算補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議第31号 白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議第32号 白川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について
議第33号 白川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について
議第34号 白川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議第35号 白川町家畜診療所設置条例を廃止する条例について |
| 日程第12 | 議第36号 白川簡易水道中川浄水場増補改良工事請負契約の締結について |
| 日程第13 | 議第37号 平成30年度白川町一般会計補正予算（第1号）
議第38号 平成30年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（ |

第1号)

3. 出席議員 1番 渡邊昌俊君、 2番 佐伯好典君、 3番 梅田みつよ君、
4番 藤井宏之君、 5番 服部圭子君、 6番 今井昌平君、
7番 嶋田有康君、 8番 安江孝弘君、 9番 細江茂樹君

4. 欠席議員 なし(全員出席)

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	横家敏昭君、	副町長	佐藤滋君、
教育長	瀬瀬政昭君、	総務課長	佐伯正貴君、
企画課長	安江章君、	町民課長	安江文郎君、
保健福祉課長	田口裕和君、	農林課長	三宅正仁君、
建設環境課長	藤井勝則君、	教育課長	藤井寿弘君、
会計管理者	藤井充宏君		

6. 職務のために出席した者

事務局長	杉山哉史君、	書記	今井由美君、
書記	藤井沙弥香君		

7. 会議の経過

(議長 9番 細江茂樹君)

- 議長 どうも皆さん、おはようございます。天候の方がですね、梅雨間に入ったということですが、外は晴れていますし、まだ梅雨というような感じはしないんですが、災害ということを考えればですね、ちょうど50年ほど前、飛騨川のバス転落事故がありまして、ほんとに悲惨な状態になったことを思い出します。50年、ずっといろんな形で災害対策をしてきたわけなんですけど、またこれからもですね、いつ災害が起こるか分かりませんので、本当に町民の皆さん方におかれまして、しっかりした準備をしていただきたいと思います。また同じようにですね、50年を迎えたということですね、先の日曜日、17日の日にありました青少年育成会議、これについてもちょうど50年を迎えるということです。これから青少年は本当に少なくなってきておりますが、地域全体でですね、しっかり見守っていきたいと思っておりますので、よろしく願いしまして、簡単でございますけれどもあいさつに代えさせていただきます。本日はどうもご苦労さんでございます。

本日の会議中、CCNETによる中継録画及び広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、ご承知ください。

- 議長 ただ今の出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。
- 議長 ただ今から平成30年白川町議会第2回定例会を開会します。
- 議長 会議に先立ち、事務局長をして諸般の報告をさせます。事務局長。

(事務局長 杉山哉史君)

- 事務局長 平成30年3月16日、第1回定例会閉会以降の諸般の報告をした。
なお、地方自治法施行令第146条第2項の規定による「報第2号 一般会計の繰越明許費繰越計算書」、「報第3号 簡易水道特別会計の繰越し明許費繰越計算書」について、町長から議会に報告されましたのでその写しを、また、3月23日、4月25日、5月25日に執行されました例月出納検査の結果が監査委員から議長宛に報告されましたのでその写しを、地方自治法第243条の3第2項の規定により、「株式会社美濃白川クオーレの里財団」、「有限会社白川町農業開発」、「有限会社てまひまグループ」、「有限会社白川野菜村チャオ」、「一般社団法人美濃白川楽集館」、「株式会社佐見とうふ豆の力」の6つの法人から平成29年度事業報告書、収支決算書及び平成30年度事業計画書並びに収支予算書が提出されましたので、その写しをお手元に配布しておりますのでよろしくお願い致します。
- 議長 ただちに本日の会議を開きます。
◇日程第1 会議録署名者の指名
- 議長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。
- 議長 会議録署名者は白川町議会会議規則第119条の規定により、議長において、7番 嶋田有康君、8番 安江孝弘君を指名します。
◇日程第2 会期の決定
- 議長 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
- 議長 お諮りします。
今期定例会の会期は、本日から22日までの4日間としたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。
よって会期は、本日から22日までの4日間と決定しました。
- 議長 ここで町長から発言の許可を求められていますのでこれを許します。町長。
(町長 横家敏昭君 登壇)
- 町長 白川町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員全員の参集をいただき誠にありがとうございます。
まず、大阪北部地震による被害にあわれた方々に心からお見舞いを申し上げます。
この頃の季節を表す言葉に「梅の実黄なり」という言葉があります。一方ウグイスが鳴かなくなる頃という言葉もありまして、いずれにしても春告げ鳥であるウグイスの役目が終わって、いよいよ暑くなるということで

しょう。

先般、ある勉強会で「まち、ひと、しごと創生総合戦略」についての講演がありました。2015年から始まったこの事業では、全国各自治体が戦略を策定し2019年が最終年度となっています。国は、東京一極集中を是正するため、この戦略では、1、地域に仕事をつくる。2、地域への人の流れをつくる。3、結婚や子育てがしやすい環境をつくる。4、地域連携によるまちづくりを推進し集落生活圏を維持する。としております。この戦略を推進するために重要となってくるのが人であり、人材育成が重要なポイントとなっております。また、専門的に知識をもった人材を外部から呼び込むことも重要なポイントであるということでもあります。そして、この戦略の中で官民協働体制ができているところと、そうでないところで格差もでてきており、また、2020年はオリンピックが開催されるということで、東京への人、モノ、金の流れが益々大きくなってきているように感じているとの内容でありました。

本町では、策定した創生総合戦略に基づき各事業を実施し、まちづくりを行っておりますが、大切なことは、町民全員がまちづくりの当事者であるという意識が必要であると思います。その大前提は、自分たちが住む地域をどれだけ愛しているか、それが家庭内でどう受け継がれているかです。誰かがやるのではなく、自分たちがやる仕組みをつくる、それを仕掛ける人を育成する、それが今本町がやっております白川人育成事業等であり、少し時間はかかるかもしれませんが期待しておるところでございます。

そして、もう一つ大事なことは、首長と議会がしっかりタッグを組まないともちづくりは前へに進まないということでもあります。しっかり議論をし、決定したことについては、一丸となって取り組んで参りたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました諸議案についてご説明申し上げます。本定例会に提出いたしました議案は、専決処分した事件の承認について 5件、条例の一部改正について 1件、条例の全部改正について 3件、条例の廃止について 1件、工事請負契約の締結について 1件、平成30年度一般会計補正予算（第1号）1件、平成30年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）1件の合わせて13件を上程しております。

承第1号から承第3号までは、専決処分をいたしました条例の一部改正について承認を求めるものであります。承第1号は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、町民税の基礎控除の見直し、たばこ税率の引き上げ等の措置を講ずるため白川町税条例の一部改正を、承第2号及び承第

3号は、国民健康保険の財政責任主体が県となること等に伴い、所要の措置を図るため、白川町国民健康保険税条例及び白川町国民健康保険基金条例の一部改正を、それぞれ急施を要したことから専決処分いたしておりますので承認を求めようとするものでございます。

承第4号は、専決処分をしました平成29年度白川町一般会計補正予算第6号について承認を求めるものでございます。この補正では、1億8,960万円を追加して、補正後の予算総額を64億430万円とするもので、主に庁舎整備基金に1億7,070万円、地域振興基金に2,190万円など合せて1億9,220万円を基金積み立てすることとしたほか、土木費の住宅維持管理委託料については、260万円を減額する調整を行ないました。

歳入においては、地方譲与税、各交付金の確定に伴う調整と、特別交付税の確定に伴い、地方交付税を9,247万円追加したほか、ふるさと応援寄付金を2,016万円、前年度繰越金を5,953万円追加するなど、歳入金額の確定に伴う調整を行なっております。

承第5号は、専決処分をしました平成29年度白川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について承認を求めるものでございます。この補正では後期高齢者医療保険料還付金を支払うため調整を行なっております。

議第31号の条例の一部改正は、職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法を、労働基準法に準じたものとするため、白川町職員の給与に関する条例について所要の改正を行なおうとするものでございます。

議第32号から議第34号の全部を改正する条例は、国の基準と同様の内容である本町の基準を定める条例について、国の改正に対応するため白川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等3件の条例について所要の改正を行なおうとするものでございます。

議第35号の条例の廃止につきましては、家畜診療所業務を協定により中津川市が行うこととなったため、白川町家畜診療所設置条例の廃止をしようとするものであります。

議第36号につきましては「白川簡易水道中川浄水場増補改良工事」の請負契約の締結について、議決を求めるものであります。

議第37号は、平成30年度白川町一般会計補正予算（第1号）であります。今回の補正では、2,100万円を追加して、補正後の予算総額を60億3,100万円とするものであります。

総務費では、電子コピー使用料に84万円を追加、企画課全般に関わる臨

時職員賃金として224万円を追加、民生費では、コミュニティママに係る費用に42万円を追加、衛生費では、予防接種障害年金に2万円を追加、農林水産業費のうち農業費では、工事請負費等に315万円を追加、平成29年度の補正予算で対応しました鳥獣被害防止総合対策整備費補助金を1,716万円減額、林業費では、林業施設整備補助金として783万円を追加、商工費では、美濃白川クオーレふれあいの里施設整備工事費として250万円を追加、消防費では、防災シンポジウム開催交付金として300万円を追加、教育費では、国庫支出金を活用して実施する読書活動・国語教育指導専門監の設置費用等に180万円を、小中学校の施設修繕費等に645万円を、白川北ふれあいセンター及び町民会館の修繕費用として270万円の補正をお願いするものであります。

これに対する歳入予算では、国庫支出金で306万円余を追加し、県支出金では、1,616万円余を減額、繰越金で3,400万円余を追加して収支の均衡を図りました。

議第35号は、平成30年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）で、退職被保険者等療養費として20万円を追加し、補正後の予算総額を10億720万円とするものであります。

以上、今定例会に提案いたしました諸議案についてその概要を説明してまいりましたが、詳細につきましては、議事の進行に従いまして補足説明を申し上げたいと存じます。幸いにして、議員各位のご賛同により議決を賜りますならば、全力を傾注して的確な執行を図って参る所存であります。何卒、議員各位の一層のご理解と町民各位の絶大なるご協力を賜りますよう切にお願い申し上げ、私の説明を終わらせていただきます。

◇日程第3 議員派遣について

- 議長 日程第3「議員派遣について」を議題とします。
- 議長 お諮りします。

議員派遣については、白川町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布しました派遣案のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長 ご異議なしと認めます。
よって議員派遣につきましては、別紙、派遣案のとおり決しました。
- 議長 お諮りします。
本派遣案の記載事項に変更等が生じた場合の修正を議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。

よって記載事項に変更が生じた場合の修正は議長に一任いただくことに決しました。

◇日程第4 一般質問

○ 議 長 日程第4「一般質問」を行います。

今回の定例会には、5名の通告があります。

なお、申し合わせにより、一問一答方式で行い、質問回数は一つの件名ごとに3回までとしますが、制限時間は答弁を含め1時間以内とします。また再質問、再々質問の内容は、答弁に対する範囲を超えないことと、通告内容以外の質問等はしないようお願いします。簡潔明瞭に質問、答弁をされるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるようお願い申し上げます。

3番 梅田みつよ君。

(3番 梅田みつよ君)

○ 3 番 皆さんおはようございます。よろしくお願いいたします。議長より発言が許されましたので、質問に入らせていただきます。

白川・東白川地域公共交通網形成計画(案)について質問させていただきます。公共交通は、以前から町民の関心事であり、尚且つ各々生活に直結した交通手段です。これまでこの計画と運用、運行実施において、担当者含め事業所や町民の皆様におかれましても並々ならぬ努力とご苦勞がありました。そのご苦勞と熱意の中で、必要とされた運行が実施された事をまず感謝申し上げたいと思います。その熱意と共にこの事業を継続すべく今後も取り組んでいかなければならない中で、この計画をつくるにあたり、全世帯にアンケートを実施しているといった点も踏まえて、私にもご意見が届いておりますので質問いたします。

まず平成30年5月21日、白川町ホームページにて公共交通網計画が発表されており、広報白川にもホームページを御覧くださいとの発表がなされました。パブリックコメントは5月21日から6月4日までの募集でした。このコメントをするにあたり、広報が届く時期が6月の初旬ということもありまして、広報を見てからの応募は間に合うのかなという疑問が残りましたので、まずそこを指摘させて頂いた上で質問に入ります。

1つ目ですが、10月よりいよいよ有料化となる本町の公共交通の計画は、地域でつくり守り育てるという基本方針です。どのように仕組みを構築し、守り育てていくのかという全体の概略の内容をご説明頂きたいのでよろしくお願い

いします。

2つ目、公共交通網を敷くにあたり、有償運送はやむを得ない判断であると思いますが、多く寄せられている声は、その負担額についてです。みんなで支える、地域で支えるのはもちろんですが、特に高校生についてはひと月4,980円となっています。これに対してこの負担額が妥当であるという根拠となった理由をお聞かせ下さい。

3つ目、続きましてこの計画と同時に考えなければならないのが子育て支援政策です。小中学生は無料となっていますが、利用は少ないと考えられます。高齢者については半額となっています。そして一番多く利用するであろう高校生の負担については、一般と同額となっています。これについてある程度の助成をする必要があるのではないかと考えます。例えばですが、東白川村ではどのようなになっているかと言いますと、白川口駅までのバスの定期代は全額、自家用車で通学する者は月1万円、そしてアパートや下宿から通学する者は月5,000円、さらにJRの定期代に対して月2,000円という補助が出ております。白川町においてはJRの定期代に対する年3万円のみとなっています。単純に12か月で割ると、ひと月あたり2,500円です。2つ目の質問にも重なるんですが、要保護、準要保護世帯に対する本町の就学援助等の各種補助金政策と併せて、この公共交通の支援に対する子育て支援策も急務ではないかと考えます。そして、この計画において、白川町って凄いな、子育てしやすいねという子育て世代へのアプローチを、最もすべきと思います。公共交通を守るという事もそうですが、子育て世代を守るという事も、我々の大切な役割だと思いますので、そのような助成制度のご用意をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

4つ目、次に、比較的高齢の方のご意見と考えられる地区別の感想と要望の中で、多かった声についてです。自分で運転出来ない人は、家族や近所に気軽に頼めるかというところではないという結果が出ています。また、今は運転免許証を持っているが、近い将来が心配だという声も多いです。さらに免許の返納で悩んでいる人は、これで安心して返納出来る仕組みなら嬉しいが、そうでなかった場合はどうしたらいいのかという不安の声もあります。バス停が遠かったり近かったりの問題、自宅へのドアツードア運行が出来るのか出来ないのかなど、地域によっての課題も多くあるように思います。この地域の運行格差について課題をお聞かせ頂きまして、それについてどのように対処されていく予定があるのか教えて下さい。以上です。よろしくお願いします。

○ 議 長

企画課長。

(企画課長 安江章君)

○ 企画課長

それでは3番 梅田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今月の28日に8回目となります公共交通協議会を開催する予定であり、今回ご質問いただきました公共交通の網形成計画につきましても協議をしていただく予定です。たいへんタイムリーなご質問をいただきまして、まずはお礼申し上げます。

公共交通網形成計画とは、地域の公共交通における基本となる計画であり、白川町では一昨年の濃飛バスの大幅な減便を受けて、策定を進めてきました。全戸を対象としましたアンケート、各地域での実証運行等を進める中で、100回を超す地域へ出向いての説明会、利用者アンケート、保護者への説明会などを経て、案として今回の計画をとりまとめたものです。パブリックコメントの期間が短かったことについてはご指摘のとおりであり、反省しているところですけれども、これまで行った他のパブリックコメントではなかなか意見がお寄せいただけないことから、今回は期間中に地域に出向いて直接意見を聴く機会を設けたり、高校生と保護者に対してアンケートを行うなどして意見聴取に努めてきたところです。

まず1点目のご質問、どのような仕組みを構築し守り育てていくのかということでございますけれども、時間の都合上詳しく説明できなくて恐縮ですが、白川町の公共交通の基本方針としましては、大きく3つの目標を掲げておりまして、地域で公共交通を「つくります」「守ります」「育てます」としてまいります。まず「つくります」としましては、どの集落からでも、買い物や駅など行きたい場所へ自分で行ける、高校生が自宅通学できる、免許を返納してもお出かけできる、そうした便利な経路やダイヤを作ることにしています。「守ります」では、地域部会が核となって、事業者、町と連携しながら便利な運行体制を維持することとしています。「育てます」では、公共交通は大切なんだということをみんなに理解してしていただいて、利用していただくことで将来にわたって発展させていただくことに期待をかけているところでございます。

2点目のご質問、高校生の負担額の根拠についてですが、根拠というよりは、今回の料金設定に当たっては、利用者の方に料金を負担していただくという前提で、積み上げてきました議論を経て、この金額が妥当ではないだろうかと設定させていただいたものです。高校生の利用については、概ね月に20日から22日利用していただくと仮定をいたしますと、1回あたり100円ほどになります。現在のバス運行において、単純に経費を利用者で割り戻しますと、一人1回に係る運行の経費は1,000円を超す計算になりますので、実際にかかります経費と比較して、決して高い金額ではないということをご理解いただければというふうに思います。また、今回の金額設定にあたっては、2年前に

濃飛バスをご利用いただいていた時点の金額に合わせた額とさせていただいたところでもあります。町民みんなで守り、育てるという方針を何とかご理解いただき、ご協力いただきたいと考えております。

3点目、子育て支援策としての支援制度の創設についてもご質問いただきました。東白川村の支援策についてもご紹介いただきましたけども、白川町と東白川村では対象人数が異なることもありまして、現在白川町で行っておりますJR補助金の額で、東白川村で行われている支援策については全てが賄えているという状況でございます。白川町における子育て支援策としましては、中学卒業までの医療費の無料化、保育料の無料化、出産育児給付金の支給、住宅新築、改修等の際の扶養加算などがあり、支援策としましては他の町村と比較しても遜色ないものと思っております。もちろん、人口減少が続く中、子育て支援の視点はたいへん重要ですので、必要な財源が確保できるのであれば、政策として新たな支援策をつくることを検討する必要があるとの認識は持っているところです。まずは、現在の案である額であっても負担することが厳しいという、普段の生活に困っているといった要支援者の方については、少しでも支援する手立てについて早急に考えたいと思っております。

最後に、地域の運行格差についてどう対処していくのかといったご質問をいただきました。公共交通はインフラの整備であり、必要な生活の基盤整備であると考えていますので、基本的に格差があってはならないものと考えていますけれども、どうしても広範な町域にあって、地形が入り組んでいる、利用できる車が1台しかないという制約がある中で、現在はまったく格差がないとはいえない状況にあります。ですが、実証運行を重ねる中で、地域にあった運行を協議していただいて、今の時点で地域の方たちにとって一番使いやすい、最良の運行を進めていただいているところであり、決まった時間に決まった場所へ出向く方法なのか、ドア ツウ ドアで送迎するスタイルなのか、地域によって違いがある状況ですけれども、今後も地域の意見を大事にしながら、利用していただける、利用しやすい便利なダイヤへの取り組みを進めてまいります。

いずれにしても、公共交通事業は、町として初めて取り組む事業であり、まだまだ課題が山積している状況です。完成系まではまだまだ時間もかかるものと思っています。多くの方に支えていただき、一つ一つ課題をクリアしながら、前に進めていきたいと考えています。町民のみなさんの格別のご理解とご協力をお願いいたします。貴重なPRの機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。答弁とさせていただきます。

○ 議 長 再質問ありますか。はい。

(3番 梅田みつよ君)

- 3 番 本当にご苦勞な中で大変な思いをして、皆さん担当者が一生懸命やっていた
だいているということ、本当に頭が下がる思いであります。先ほど要支援世
帯に対する早急な対応についてもご検討いただけるということで、非常にそれ
は、本当にご期待を申し上げておりますので、よろしく願いいたします。そ
して、町長より冒頭に町民全員がまちづくりをするということと言われました
ことは、本当に大切なことと思います。町長にもご質問を少しさせていただき
たいですが、こちらの公共交通網について、運行が実現していくということに
ついて、どのようにお感じになっておられるかお聞きしたいと思ひます。

- 議 長 町長。

(町長 横家敏昭君)

- 町 長 はい。ただ今担当の方で説明を申し上げたわけでございますけれども、実は
この公共交通のこういう形になるちょうど2年前、私どもは濃飛バスさんが撤
退をするという話しの中にごございましたものですから、本当に時間の無い状況
の中で、どうやって町民の足をまず確保しようかなと悩んでおったわけです。
そんな中で、いろんな皆さん方のご意見をいただきながら、また濃飛バスさん
にも撤退を少し待っていただいて、現在ご協力をいただきながら進めておる
ところでございます。でも、一番大事なことはこれから本当に町民にとって利便
性があるかどうかを考えなければいけない、それと同時に町民の皆さん方が利
用しないという状態になれば、作っても何の意味もない話でございますし、そ
うしたことを考えますと、これから、10月から本格運用に入る訳でございま
すけれども、その中でどんどん手を加えて町民の皆さんの利便性を図っていけ
るような運行のものにしたいと。これは決まっちゃってるから駄目だというよ
うな形ではなくて、どんどん改良ができるようなことを考えていきたいなとい
うふうに今現在思っておるところでございまして、皆さん方のこれは協力がな
くしてはできないことでございますので、よろしくお願ひを申し上げます。

- 議 長 はい。

(3番 梅田みつよ君)

- 3 番 質問ではございませんが、本当に公共交通が素晴らしい町民の手となり足と
なりますように、本当に期待申し上げて私の質問を終わります。ありがとうござ
いしました。

- 議 長 3番 梅田みつよ君の質問を終わります。

次に、4番 藤井宏之君。

(4番 藤井宏之君)

- 4 番 ただ今、議長からお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます

ますが、その前に冒頭町長からお話がありましたように、昨日の大阪でありました震度6弱の地震によりまして4人の方々が亡くなられ、多くの方々が負傷されているということでお見舞いを申し上げたいと思います。また、今朝ほどもまだ余震が引き続いているということで、早く終息されますようにまたお祈りをしたいと思います。

それでは質問させていただきます。白川町災害危険地防止対策事業の補助金交付規則改正に関して質問させていただきます。災害の基本は「自助努力」と言われるように、災害に対して、自分の命や財産は自分で守ることが基本であります。その為には事前の備えが必要なわけであり、家具の転倒防止対策をしたり、住宅の耐震補強をしたりすることが出来ます。自助が防災の基本と言われるのには、まずは自分を守ることにより、家族や友人・隣人を助けに行くことが出来るという事、つまり救助される人ではなく救助する人になるということであります。それが「自助」の取り組みの大事なポイントであると、防災についての書籍等に書かれております。

私は、平成28年の12月定例会で、昭和53年6月22日規則第11号として制定された白川町災害危険防止対策事業補助金の基準見直しについて一般質問をいたしました。この事業は、県が事業主体で行う砂防、急傾斜地崩壊対策及び治山の各事業に採択されない箇所、公共施設または人家等に重大な被害を与える恐れがあると認められるものに係る林地等の保全上必要な施設と書かれています。平成28年には黒川の個人宅の裏山が急傾斜で県の規定である隣接する家屋が5棟以上ないため、住宅所有者が自己資金とこの町の災害危険防止対策事業の補助金適用を受けられて施工されたことは、当時の一般質問でも述べました通りですが、今回、平成30年5月29日その補助金交付規則の全部を改正して頂き、補助金の額は、基準が落石等の危険地の除去、防止に関する工事費が10万円を超えるであること、補助率は5割とし、補助限度額を50万円から100万円と引き上げて頂きました。つまり、200万円を超える工事に対して、100万円の補助金を交付して頂けることになりました。

人口が減っていく中、少しでも生まれた地域に長く住みたい思いは誰でも持っております。裏山の落石防止をなんとかしたいと思われている方にとっては大変有難いことであると思います。当時の一般質問に対して総務課長からの回答は、この補助事業は昭和53年に個人などが落石防止対策工事を行う場合の費用の補完を目的に制定されたものであるが、多額の自己負担が必要なため、ほとんど活用されていないとの回答でありました。また、昭和53年に制定されたものであり、かなり年数が経過しており、現状にそぐわない点もあるとして、事業内容や、補助金額についても早急に見直すこととしたいと回答を

頂いて、今回、白川町災害危険地防止対策事業の施工並びに補助金交付規則の全部を改正して頂きました。最近でも私の周りでも家の前の山から石が落ちてきたとか、崩れてきたとか、聞きます。

今年、飛騨川バス転落事故から50年目に当たります。私の地元黒川でも当時、集中豪雨により川が氾濫して家屋の浸水・道路の寸断・がけ崩れ等が発生したことをよく覚えております。いつ起きるともしれない災害に対して、自助努力を促すためにも、今回の制度のPRを是非早急に行っていただきたいと思っております。そこで1つ目に、どのような方法で住民に周知していただけるか。2つ目に、この制度のように制定されてからかなり年数を経過して、現状にそぐわない点もあるとして、その他の事業内容や補助金額について見直す制度があるのではと思っておりますが如何でしょうか。以上二点について質問をします。

○ 議長 総務課長。

(総務課長 佐伯正貴君)

○ 総務課長 それでは、藤井議員さんの白川町災害危険地防止対策事業補助金交付規則改正に関しての一般質問にお答えさせていただきます。

本町での災害の種類で一番先に頭に浮かぶものについては、風水害であろうかと思っております。最近では、平成23年9月に発生いたしました台風15号による災害が大きな被害をもたらしました。この災害では、行方不明者1名、床上浸水15戸、床下浸水27戸、避難者は町内全域で600名に及び、JRも白川口駅と鷺原で特急列車と普通列車が運行を中止し停車したために、乗客が双方で130名ほど車中で足止めとなりました。朝から降り始めましたこの雨でございますけれども、昼ごろにその強さを増しまして、総雨量は370mmを超える大雨となりました。雨が強くなり始めました正午頃から、役場の電話は鳴り続けるような状態となりまして、住宅の浸水、土砂の流入、道路の冠水など、様々な対応依頼が寄せられてまいりました。消防署、消防団、土木業者など、すべての機関に対応を依頼しておりましたけれども、町内全域において発生するすべての災害に対応を図っていくのは困難を極めたことが実情でございました。全町に避難勧告、一部地域に避難指示も発表いたしましたけれども、地域ごとで近隣に声をかけながら避難をいただきまして、共助の力を感じた場面でもございました。災害に対する地域での備えとしては、自治協議会長会議、自治会長会議の場において、町民自らが積極的に防災活動を行い、自主防災組織の強化を推進するため、自助・共助の説明をさせていただいております。議員のご質問にございましたように、広範な面積を有します本町における防災面では、その共助の根幹である自助が重要であり、自らの生命と財産を守るための防災対策に対し、行政からの後押しと言う形での本補助金は大変有効であ

ると考えています。見直しのご指摘をいただきましてから、かなりの時間が経過したことは申し訳なく思っておりますけれども、今回補助制度を見直しまして、県の行う治山事業等の該当とならない箇所は落石、崩壊等の保全を行う事業に対し、人家等個人の所有する施設につきましては事業費の2分の1、最高50万円の補助金額を100万円に引き上げる規則改正を行ったところでございます。

町内での大規模な災害は、先ほど述べました平成23年の災害からしばらく発生しておりませんが、本年は、住家被害920戸、被害総額11億円余りとなりました昭和43年の8.17豪雨災害から50年目の節目を迎え、消えゆく災害の記憶を振り返り、次代に伝えながら今後の防災を考える機会として、「8.17災害」防災シンポジウムの開催を8月18日に町民会館で計画しております。当日は、ちょうど夏休み期間ということもございまして、午前中には、防災クイズや土砂災害の3D映像体験、ドローンの操作演習など、小中学生の方を対象にした催しや、一般の方には、防災士による講座、非常食の試食、災害に備える映像の上映などを行い、午後からはグロリアホールで防災講話と町民の方と専門家を交えましたパネルディスカッションを計画いたしております。今一度防災について考える場として、たくさんの町民の方の参加をお願いするものでございます。

さて質問の1点目でございます制度の周知についてでございますけれども、広報、ホームページはもとより、CCネットでは、8.17災害から50年の節目を迎えることから、防災特集の番組を企画してございまして、シンポジウムの開催の広報と合わせまして、本補助制度についての周知も図っていきたくと考えております。また、今回、藤井議員から一般質問をいただきましたこの機会も、貴重な周知の場となりましたことに感謝申し上げます。

次に2点目の他の制度の見直しについてでございますけれども、各種の制度の中では形骸化、陳腐化しているものもあるかと思っておりますので、見直す必要があると思っております。町では、各課において組織目標というものを設定してございまして、目標達成に向けて個々の職員が事務を進める目標管理制度というものを行ってございまして、その中で総務課の30年度の組織目標の中に、補助金と事務事業の見直しを行うために、3年間の期限とした見直しスケジュールを作成するというようなものを掲げてございまして、その中で様々な事業の中の制度を検討することを進めていきたくと考えております。先ほど冒頭にもお話がございましたけれども、昨日、早朝大阪で発生しました大阪北部地震、こちらの方で被災をされた方々にお見舞いを申し上げます。今申し上げましたように、大雨の災害が本町では一番初めに頭にまいりますけれども、こういった地

震については、先ほど申しました落石等についての発生も危惧されるところでございます。大雨だけでなく地震に対しても事前の準備ということで本補助制度を活用いただいて、事前のそういった防災活動をやっていただけるとありがたいかなと思っております。よろしく願いいたします。以上、藤井議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

- 議長 再質問ありますか。はい。
(4番 藤井宏之君)
- 4番 住民に知らせていただくことは本当に先決問題でありますので、いろんな方法をとっていただいて周知していただきとというのが一番の望みであります。聞くところによりますと、今年の3月に、これ町内でも裏山から岩とか石ですか、岩に近い石だと思いますが、その住宅の裏が町道があるそうですけれども、その町道も飛び越えて上から落ちてきて、その住宅にその岩が飛びこんできて、幸い怪我はなくてよかったということなんですけれども、万が一そこに居れば本当に大きな事故というんですか、あったということをお聞きしております。ということもおそらく、黒川でもそういったこともありましたし、最近は特に鳥獣害とか猪とか、そういうのでも荒らすもんですから、そういったことでも落石があつたりします。本当にそういったことを経験されると、恐らくいつもそういった不安にかられるんじゃないかなという心配をしておりますので、特にそうした周知を是非お願いしたいと思っております。その今の町内であつたそのことについて、ある程度把握はしておられるとは思いますが、それについての対処はどのようにされたのかわかりますか。
- 議長 建設環境課長。
(建設環境課長 藤井勝則君)
- 建設環境課長 それではその件につきましては私の方からお答えさせていただきます。とりあえずそれにつきましては村君地内で起こった事故でございますが、町の単独事業でまず木にネットを張らせていただいて応急処置をしております。その後ですね、県の方の治山の報告とそれから急傾斜の関係の事業を検討させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。
- 議長 再々質問ありますか。
(4番 藤井宏之君)
- 4番 最後の方をはっきり、県の方も承知してしているのは何ですか。
- 建設環境課長 県の方へも報告はさせていただいております。治山の事業を検討していただいて報告と、それから町のほうの急傾斜の事業で検討させていただいております。
- 議長 副町長。

(副町長 佐藤滋君)

- 副町長 ご心配をおかけしておりますが、町内至る所で落石の可能性があるということです。過日、白川中学校のグラウンドへも落石があったということでございます。村君の件につきましては今、建設環境課長から答弁したとおりでございますが、まず仮設で応急処置を単独でやりました。その後、県の治山の担当の林政部の方と治山事業で何とかやっていただけないかという交渉をしたんです。上の山は守っていただけるそうですが、下の道路の部分は町道でありますので、町管理の道として町道としての落石防御をやるような計画を検討中でございます。また白川中学校の落石については、今回補正予算の中で応急処置を行っていただくよう予算要求しておりますので、よろしく願いいたします。

(4番 藤井宏之君)

- 4番 もう一つですけれども、災害があった時は例えばですけれども、町からの補助金でやられるんですけれども、いろんな対策をしようとする場合の例として、例えば自己資金が足りないとか、でもやりたいとか、そういった場合の貸付け制度ですか、そういったこともできるのではないかなというふうに思うんですけれども、その点についてはいかがかということをお聞きしたい。

- 議長 副町長。

(副町長 佐藤滋君)

- 副町長 現時点では町の貸付制度はございませんので、民間でお借りしていただくということになると思います。そういうこともあって、今回50万円という限度額を100万円まで引き上げさせていただいたということでございますので、ご理解いただけるとありがたいと思います。

- 議長 藤井宏之君の質問を終わります。

6番 今井昌平君。

(6番 今井昌平君)

- 6番 私は、発言の機会をいただきましたので、町内の小売店対策について伺いをしたいと思います。また冒頭で、先ほど町長さん、藤井さんも言われました大阪で大変な地震が起きたということで、被害にあわれた方に本当に心からお見舞いを申し上げたいと思います。このところ町内ではあまり大きな災害はないようではありますが、こういうこと言いますといつ起こるか分からない、備えあれば憂いなしと言いますし、私たちも行政を含めて、住民みんなもやっぱり油断をしないよういつも防災に対して心を引き締めなければいけないと思ったところでございます。

質問でございますが、現在、町内には20件余の雑貨小売店があると思いますが、小売商業を取り巻く環境が人口の減少、消費者の意識や生活スタイルの

変化、価格競争の激化等により大きく変化してきています。また、店舗の老朽化、後継者問題など様々な問題が出てきています。

そうした中、町内にまた一つ大きなドラッグストアが10月オープンに向けて工事が着々と進められているようでございます。現在町内に進出している店の販売状況を見る限り、薬を始め日用品雑貨、冷凍食品、飲料水などが販売されており、開業予定の店舗においてもこうした品物が販売されることになると思います。白川町のこれだけの人口規模の中で、大手スーパーが4社競争することになると、町内の小売店は消滅していくのは明らかであります。大型店進出には、一定規模以内なら町の許可も必要ないようであり、なかなか歯止めがかからない状況だと思います。今回は農地の転用許可があり、農業委員会で許可をされております。この点についてはいろいろお伺いしたいと思いますが、今回は後にしたいと思います。

また最近では、地域公共交通の実証運行により、買い物支援の一環で大手スーパーへ買い物に連れて行かれており、各地区の状況をみると利用者の半数以上が大手スーパーに買い物のため利用されている。このため地域内の小売店では客足が減少したとの声も聴かれます。交通弱者の方々には大変便利になったようではありますが、一方では客足減で厳しい経営状況の所も出てきております。そこで町としては、今後の町内小売店対策について何か方策を考えておられるのかお伺いをいたします。

○ 議長 答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 安江章君)

○ 企画課長 それでは6番 今井議員のご質問にお答えさせていただきます。白川町内において大手のスーパー、ドラッグストア等ができたことに伴い、消費の多くが既存の小売店から流れていることは、地域振興券の利用状況等からも推察できるところでございます。町内の小売店が打撃を受けているところのご指摘であり、既存の小売店の今後を憂うお気持ちからのご質問と理解はしておりますけれども、町内で消費が食い止められていることや、遠くに出かけなくても安価に欲しい商品が購入できるといった消費者目線にたてば、違うご意見をお持ちの方もおられる状況かと思っておりますので、今回は現況下における小売店の振興策という視点でお答えをさせていただきます。

町内の小売店の振興策につきましては、商工会とも歩調を合わせながら協議の場を持っているところでございます。飲食店の廃業を危惧する声も聞かれるところでございますけれども、町では飲食店の支援策の一つとして、3年前から同窓会の開催を奨励しておりまして、昨年は60回ほどの同窓会が開催され、600万円ほどの町内での飲食店の消費がされている状況となっております。

また現在、ふるさと納税の返礼品としまして、町内の特産品が金額としまして年間760万円ほど使われておりまして、この額は年々増える傾向にあります。返礼品の品数の充実が、納税額と比例する傾向にありますので、ぜひ町内業者の皆さんに積極的に返礼品としての商品を登録いただきたいと思いますと考えているところです。

商工会では、昨年、美濃白川マルシェといったネット販売の仕組みを作られました。まだ軌道に乗っている状況ではないとのことですが、こうしたネット販売の活用もさらに研究していく必要があると考えているところです。

白川町における地域通貨としましては、地域振興券がございまして、現在年間3,300万円ほどの売り上げがあります。発行開始からの累計額は6億円以上にのぼり、その額が全て町内で消費されている状況となっています。確かにこの振興券の活用も、大手に流れる傾向がありますので、町では使用できる店に限定をかける新たな振興券の発行についても現在検討を進めているところです。

公共交通で客足が流れているのご指摘もありましたけれども、利用者が希望するお店に行ける仕組みにはなっていますので、10月以降、例えば自分のお店を何回か利用していただいた場合には回数券をプレゼントするとか、公共交通での来店者向けの新しい企画を考えるなど、各小売店等におかれましても、ぜひ独自色を出し、来場者を増やす積極的な展開をご検討いただきたいと思います。お買い物は町内で、飲食も町内で、ガソリンも町内で入れましょうなど、町としまして、そうした町民運動を仕掛けていきたいと考えているところです。支援策につきましてもできる策を検討し、その実現をめざしてまいりますけれども、やはり一番大事なことは、各事業主の皆さまのやる気、意欲にまさるものはないのではないかと思います。

お隣の下呂市金山町では、裏道を歩きながら買物や飲食が楽しめる「筋骨めぐり」といったツアーを企画し、お客を呼び込むことに成功しているというふうに聞いております。何が受けるか分からない時代です。商店関係者のみなさんのみならず、町民のみなさんのいろんな新しいアイデアで、元気なお店づくり、また、まちづくりを進めていただきたいと思いますので、多くの皆さまのご理解とご協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。はい。
(6番 今井昌平君)

○ 6 番 今ご答弁いただきました。まさに同じことを言うようでございますけれども、地域振興券は年間約2,500万円余りの販売であると思いますが、そのうちの約7割近くが大手の3店舗で消費されていると思われれます。更にドラックス

トアが営業されると、地域振興券も使用されることとなります。今課長も言われましたように、振興券を限定するというような振興券をできればひとつの策になるとお聞きしたところでございます。

町内の小売店対策として今言われましたように、「頑張れ、私たちの町の商店街」のようなキャッチフレーズで、町内小売店を支援するための特別企画の地域振興券を発売して、町内商店街の支援を行ったらどうかと今ございましたけれども、何かそういう支援策を考えたらいいかと考えます。今後、町内小売店の、もちろん日常努力も絶対に必要ですが、町民の皆が、難しいこととございますけれども、使って残そう小売店というような気持ちで支え合うことで、小売店の存続ができれば白川町の今後の振興、町民皆で町を守る発展にも繋がると考えております。大変これはさっきも言われましたように、メインであるし、大型店で何にもできません。当然町民の皆さん誰でもそう思うことは確かでございますけれども、やはりこの町が寂れていくということを少しでも歯止めをかけていかなければならないという観点に立ってこの質問をさせていただわけでございます。よろしく願いして質問を終わります。

○ 議 長 今井昌平君の質問を終わります。

2番 佐伯好典君。

(2番 佐伯好典君)

○ 2 番 ただ今、議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。私の質問は老朽化が進む白川中学校の校舎の改修とそれに関連して、早急な対策が求められる学校統合についてです。

昭和39年に建設され、築54年が経過した白川中学校は老朽化が激しく、先の全協においてもいくつかの修繕箇所の必要性があげられました。特に10カ所を超える雨漏りについて、今年度予算に屋上の防水改修事業が計上されており、これについては速やかな執行が望まれます。しかしながら、今後の維持管理費用の見込みを見ると、確実に分かっているのもだけでも1億1,100万円が計上されており、耐用年数を超え、修繕では追いつかなくなっている建物に今後このような予算をかけるべきなのか疑問を感じます。昨年度からの義務教育学校の設置の是非についての話し合いの中でも、まずは統合から始めるべきだ、との意見も多くありました。新庁舎検討委員会の答申においても、候補地の一つに白川中学校が上っており、その場合は新庁舎建設より学校統合と新校舎の建設が必要となり、優先事項は新庁舎よりも学校統合ではないか、との考えの表れだと受け取っております。

執行部でも、参考という形ではありますが、中学校を新築した場合の試算をされ前向きな姿勢が見られます。試算額としては約9億円で、統合による新築

であれば国からの補助金が55%充当され、町の負担は45%の約4億円となり、決して不可能ではない金額だと思います。ここまで少子化が進み、5つある小学校のうち3校に複式学級があり、中学校も佐見中学校では全学年が10人以下の本町において、将来を見据えた学校統合は避けては通れないことです。校舎についても、昭和45年から55年に建てられており、近いうちに対応年数を超えてしまいます。町内で、学校統合についての議論が高まっている今、学校の統廃合、新校舎の建設に向け、大きく舵を切る時ではないかと思われませんが考えをお願いいたします。

○ 議長 答弁を求めます。町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町長 それでは2番 佐伯議員の質問、白川中学校校舎の老朽化対策と学校統合についての考えということでございますのでお答えをさせていただきます。

白川中学校につきましては、先日の議員協議会で説明させていただいておりますとおり、雨漏りが校舎内の各所で発生しているため、今年度当初予算でお認めいただいた屋上防水工事の準備を進めておるところでございます。しかし、昭和39年に建築されました白川中学校は、築54年となり、鉄筋コンクリート造りの耐用年数である47年を既に経過しております。平成18年には耐震化工事を実施して校舎の長寿命化を図ってまいりましたが、屋上防水の他にも、モルタル外壁のひび割れによる落下の恐れ、あるいは給水管の老朽化による錆水の発生、防火シャッターの誤作動等の設備の老朽化が進み、概算工事費で1億円以上の改修費用が必要と思われております。また、雨樋については、建物の壁内に埋設してあり、改修は困難な状況でございます。

建設当時の白川中学校の生徒は約600人、1学年5クラス規模の学校でありまして、現在では生徒数123人、全学年で6クラスですので空き教室が多く各教科ごとの特別教室として使用している状況でございます。国の補助対象となる長寿命化改良事業では、築40年以上経過した校舎を対象とし、改修整備後30年以上は施設を使用するという条件があります。将来的な生徒数等の見込みを考えますと、適正規模以上の校舎に多額の改修費用や維持費用をかけていくことは現実的ではないと考えます。現在、校舎の建設に対する国の補助金は、老朽化による改築に対しては該当するものがなく、教室不足を解消するための新增築と、学校統合による新增築については制度があります。このため、町としましては、今後多額の維持修繕経費をかけていくのではなく、議員ご指摘のとおり、学校統合を視野に入れた校舎整備に向けて、その位置も含めて検討を進めてまいりたいと思っております。

また、小学校におきましても、白川小学校は昭和45年建築、黒川小学校は

昭和48年、佐見小学校は昭和51年と、築40年を超える校舎が増えてまいりました。各小学校とも白川中学校と同じような改修が必要となっており、児童数の減少も考慮すると、多額の改修費用や維持費用をかけて5校を維持していくことは困難な状況でございます。将来的には統合を前提とした改築を検討しなくてはならない時期に来ておると認識しております。ただし、大切な児童生徒の皆さんの教育が第1であります。これまで白川町が取り組んできた教育の質を落とすことのないよう、教育委員会と連携して進めてまいりたいと思っております。議員各位の益々のご指導ご協力をお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

○ 議 長 再質問ありますか。はい。

(2番 佐伯好典君)

○ 2 番 今の町長の答弁に対して再質問をさせていただきます。今、将来的にもというお話をされたと思うんですけども、現状でもうすでに結構厳しいところまでできていると私は感じております。昨年から義務教育学校の話で町内いろんな議論がございました。やっぱりその中で先ほどもお話したように、それよりもまず統合するべきではないかという話しが父兄の皆様から多く寄せられておるんですけども、そこで今、学校統合で盛り上がっている今こそ統合について真剣に話をして、もう町民に対して具体的な案を出す時期ではないかと思っております。町長をはじめ私達議員の任期もあと3年です。今この時点で将来という悠長なことをおっしゃらずに、今この期でどうか舵を切っていただきたい。具体的な案をもしあれば示していただきたいんですけども、もう本当に小学校なんかは複式学級ですし、佐見も中学校は人数が少ない、佐見の中ではこのまま人数の少ない中学校に上げるくらいであれば、やっぱり人数の多い所で学ばせたいので、やっぱり佐見を出て行こうかという話しも実際聞きました。将来的という言葉を使っているほど余裕がないと僕は感じるんですけども、もう一度そこで同じ質問になってしまうかもしれませんが、将来と言わずもっと直ぐ決断をするというご意思は有りませんかでしょうか。

○ 議 長 町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 ありがとうございます。すでに各校下ごとでいろんな意見が出ていることはご承知であろうというふうに思います。その中で各地区の中では、いや我々は合併はしないというような方向も決められておるところもあるようでございます。将来というのは決して3年先でも将来でというふうに私は思っておりますけれども、現実として、私どもは学校の維持という形の現実としていけば、はっきり言えますことは、今ある8校を維持するということは不可能だということとは

まずはっきり言えるというふうに思っております。じゃあどういふ形になるのかということですが、先般の教育会議の中で白北・白小について、まず合併を前提とした話し合いを早急にお願いしたいということをしておるわけでございまして、合併の方向は多分ご理解いただけるというふうに思っておりますけれども、じゃあ学校をどこにするかというような、そういう話しになってくるだろうと思いますが、これにつきましても現実一つひとつをクリアしながら場所を決定をしていくということでございます。先ほど言いました白川町の将来、学校の将来につきましても、後程まだ一般質問があるわけでございますけれども、今総合教育会議の中で白川町の学校を全てどうしようかという話しを、総合教育会議のメンバーの皆さん方にまず検討していただくようお願いをしており、それも早急という形で結論、方向を出すように検討しておるところが現実でございますけど、私の口から今はまだどこにということにはちょっとまだ申し述べる状況ではないということだけは申し上げておきます。

○ 議 長 再々質問、ありますか。

(2番 佐伯好典君)

○ 2 番 はい。今の町長の答弁でよく分かりましたけれども、本当に時間がない中、子ども達のことを考え、将来の町のことを考え、やはり学校統合は早急に進めるべき問題だと町民の皆さんも多分思ってますし、皆さんの意見も一致していると思います。どうぞすぐにはいかないのかもしれないですけども、出来るだけ早く具体的な案を出していただき、議員としっかり議論し議決されれば先ほど町長も言われたとおり首長と議会が一緒になって、土地について住民に対して理解を得られるように説明を果たしているという形をとっていきますので、どうぞ早めの決断をよろしくお願いします。これで終わります。

○ 議 長 佐伯君の質問を終わります。

5番 服部圭子君。

(5番 服部圭子君)

○ 5 番 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。2つの質問を用意いたしましたが、まず最初の質問からお願いします。

先ほどの佐伯議員の質問と関連いたしますが、小中学校の将来像について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。6月の広報に別紙として総合教育会議の報告が挟み込まれておりました。広報本文中ではなかったために発見しにくく、そこで報告がされたということを知らない方々も多く残念な部分もありましたが、改めて義務教育学校設置に関する審議検討委員会に関わってくださった委員の方や、そして総合教育会議、アンケートや座談会等に参加くださった保護者の方々に感謝申し上げるものでございます。

議会にも町長への報告というものが文書で提出されまして、その見解と共に各地区の学校運営協議会での話し合いや意見についても、いろいろと書かれたものを見せていただくことができました。それらを見て総合教育会議からの報告では、次の3点について報告されていると認識しております。まず第1点は、義務教育学校については、蘇原地区、佐見地区では設置については了としないという意見が少なくなかったと報告されていました。2番目には、まだまだ義務教育学校についてはよく分からない点が多すぎる点、その為に判断がしにくかったことが報告されております。3点目には、義務教育学校は学年の縦の合併でありまして、横の合併、学年同士の合併を求める意見が多かった等の理由で、義務教育学校の設置は当面行わないということだと報告をされてました。その報告を受けて、町長がリーダーであります総合教育会議が開催され、その見解の報告が先ほどの広報に挟み込まれた総合教育会議報告であります。

その内容については、やはり3つの点について簡単に申し上げますと、白北小学校と白川小学校統合を検討する。2番目には義務教育学校にこだわらず、運営協議会で学校についての在り方の話し合いを今後も進めていくこと。3番目には、追記として白川中学校の校舎の老朽化と庁舎の建設に向けて白川中学校に移転する案も出ていることで、学校のあり方の協議を進めていく必要性があると報告されていました。

この総合教育会議の町長さんの報告では、学校の在り方の協議を進めていくとありますが、町民や保護者の意見の中でも白川町の学校の将来像ビジョンを早く決めるべきとの意見がありました。私もそう思います。

現在、年間生まれる赤ちゃんは、全町でも30人を切る学年が続きます。もっと減ることも予想されます。町長は協議が必要と言われていますが、まずは将来ビジョンをつくり、それに沿って段階的にどうしていくかを決めていかないと、一つのことを方付けても将来的には財政的な無駄を招くというようなことも起こってきます。また、2021年からの第6次総合計画作成に向け、動く必要がある現在の時期を迎えています。ですから、まずは将来ビジョンを作る協議を始めることが重要ではないかと思えます。次の点を踏まえまして町長の将来像についてのお考えをお聞かせください。

まず1点目ですが、学校運営協議会報告のご意見の中には、地区を越えるという考えが大切といった言葉がありました。統合問題を議論する時に、学校がなくなったら地域がだめになるという意見が強調されることがあります。しかし、それは事実でしょうか。例えば佐見中学校が白川中学校に合併したとしても、佐見の伝統である歌舞伎をほかの地区の子ども達にも経験させていくといった相互の良さを、他地区とも共有して多様な白川町の環境で教育を進めてい

くことができると思います。地区を越えて学校の在り方を考えることについて町長のお考えをお聞かせください。

2番目に、東白川村と学校の在り方で意見交換を進めることについて、どのように考えておられるかもお聞きします。

3番目に、特に親さんの中には同級生を多くしてやりたい、この意見が多くあったようです。私も同級生が少ないということは、同級生がこのふるさといないということがUターンする繋がりが少なくなってしまうということとなり、将来的に白川町へのその子ども達が成長してからのつながりが少なくなるとも思います。親さん達のいろんなところでの話し合いの中でも、佐見中学校と白川中学校の統合を進めてほしい、白北小学校と白川小学校の統合を進めて、同級生を多くつくってやりたい。より多くで学ばせたい。といった声が特に保護者から多くあったようです。中学校について、統合を進める要望も少なくなかったですが、これについてのお考えをお聞かせください。

4番目には、小中学校の編成の検討について、やはり町長直属の組織を白川町全体として持つべきだと考えます。各地区の運営協議会というものがありますが、この協議会はメンバーが各PTA会長さんであるとかということで、毎年交代していきます。校長先生も転勤があつたりして代わっていかれます。もちろん引継ぎはあることと思いますが、ご意見や保護者の意見をまとめていくというためには、この協議会は重要であります。しかし学校の将来ビジョン、白川町全体の将来ビジョンをつくっていく学校編成を十分に検討していく協議組織は、この第6次総合計画にも入れていく役目ももちますし、どのように町長は協議を進めていくお考えがあるのかをお聞きします。

○ 議 長 答弁を求めます。町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 それでは服部議員の質問、小中学校の将来像についてお答えをさせていただきます。

教育委員会が設置をしました義務教育学校設置に関する審議検討委員会では、今年1月から5月にかけて、義務教育学校を含めた町内の学校の在り方について広く意見を集約していただきました。検討委員の皆さまを始め、ご協力いただきました皆さまに対し厚く御礼申し上げるところでございます。本当にありがとうございました。皆さま方からお出しいただいたご意見に基づき、5月14日に総合教育会議を開催し、教育委員の皆さまとも意見交換を行い、私から2つの方針を出させていただきました。この内容につきましては、広報6月号に合わせて各世帯にお知らせをいたしましたところでございます。1つ目は、白川小学校と白川北小学校の統合について早速に協議を進めるようにとい

うこと。2つ目は、義務教育学校について、県内ではまだ2校であり、理解が十分なされていないわけではない。このため、今後は義務教育学校にこだわることなく、各地区の学校運営協議会において、学校の在り方について話し合いを続けていく。また、白川中学校の老朽化や庁舎移転等の課題もあり、学校の在り方について協議を進めて行く必要がある。というものでございます。

さて、議員の質問の1点目、地区を越えて学校の在り方を考えることについてですが、私も当然地区を越えた検討が必要であると考えておるところでございます。地域の中で子どもを育てたい、住んでいる地域をふるさとという意識を持たせたいという、地元意識があることも事実ですが、先ほどの佐伯議員の質問の答弁でも申し上げましたように、一番大切にしなければならないのは、児童生徒、白川町の大切な子どもたちであります。この子たちにとって、どんな環境の中で、どのような教育を進めて行くのが良いのかを、教育委員会が中心となって町全体が連携しながら検討していくことが必要であります。

2点目の東白川村との関係ですけれども、自治体を超えてのことですので、簡単に判断することではなく、今のところは考えておりません。しかし、東白川村を含めた学校の配置を考えるべきとの意見があることも事実であり、将来的に検討することは当然考えなければいけないというふうに思っております。

3点目の中学校の統合についてですが、先ほどの佐伯議員への答弁でも申し上げたとおり、白川中学校の改築の必要性が高まっており、その実施については、中学校の統合と合わせて考えていく必要があるというふうに判断をしておるところでございます。

4点目でございますけれども、小中学校再編に係る町長直属の検討組織の体制であります。小中学校の再編は段階的に進めていくことが自然であると考えております。まず、喫緊の課題であります白川小学校と白川北小学校の統合を進めることにあるというふうに思っております。将来的な小中学校の再編については、2021年度を初年度とする「第六次総合計画」の中で、小中学校の将来ビジョンを具体的に掲げていく必要があり、そのためには、教育委員会を中心として、早急に検討組織を設置していきたいと考えております。組織のメンバーについては今後検討してまいります。議会からも是非ご参加いただくようお願いをするものでございます。

白川町の小中学校のあるべき姿については、これから大きな変化があると考えております。今後とも議員の一層のお力添えをお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○ 議 長 再質問、ありますか。

(5番 服部圭子君)

- 5 番 再質問させていただきます。町長さんより大変流暢に話されたので再質問の整理がつかない状態ですが、2つ質問させていただきます。

まず、1番目の児童・生徒に環境と教育を重要視するというご姿勢には、本当にそのように進めていただきたいと思いますし、そこに保護者の方々の生の声、これをしっかりと取り入れるということも最優先していただきたいと思います。これについての今後の進め方についてお聞きします。

2番目には、東白川村との連携についてです。やはり先ほど町長さんおっしゃったように、白川町の中で東白川村と一緒に考えていくと、例えばですけれども、黒川と東白川はトンネルでも繋がっていますし、そういった点で東白川村もやはり人口減で、同じように子ども達の教育について課題を同じように持っていると思いますので、そちらは黒川と、例えばですけれども一緒にする、そして白川中学校と、白川地区、白北、佐見地区と一緒にするというような小中一貫校の今のやり方を2つもっていくのか、それとも白川町で1つにしていくのかっていうことは、大きな分かれ目だと思います。それを現時点でこの様子ですと、白川町で将来的に1つにするのか、それとも1つと1つっていうようにするのかという、いろいろ3つくらい選択があると思いますが、そのためにもやはり東白川村の現状と、教育委員会同士の子ども達と保護者の方々の同じ共通な課題をもった者との具体的な話をする事なしに、将来計画はやはり立てていけないのではないかというふうに思いますので、東白川との将来計画についての話し合いを、時間的な段取りとして今年度中に何らかの形では進めるべきではないか、組合立にするとかっていう重要な視点がありますので、やはり優先してこのことも検討していくべきではないかと思います。これについてもお聞かせください。

もう1点ですが、最後に2021年の六次計画のためにも検討組織を作ると、教育委員会の中でまた期待も含めて協議を進めていくというお話でした。早急にとということと、将来ということがいろいろと時間的に差がありますが、具体的にいつに作り、今年度中だと思いますが秋なのか夏なのか、そういった点の具体的な始まりと、それとその計画を出していく終りを、2021年から始まります六次計画ということは、今年と来年しかないですので、その点の計画を出す到達時点の時期的な段取りをお聞かせください。

- 議長 はい、町長。

(町長 横家敏昭君)

- 町長 はい、ありがとうございます。3点ご質問いただいたというふうに思っておりますが、保護者の皆さんの声というのは、先般の総合教育会議の私の結論を

出しましたのも、保護者の皆さん方、特に現在学校へ出してお見えになる保護者の皆さん方の意見を優先して考えまして、あのような報告を位置づけたわけでございます。これからの在り方もその様な方向で進めてまいりたいというふうに思っておるところです。ただ地域の皆さん方のこれは感情でございまして、例えば学校が地域になくなったら本当に大丈夫かというような話、ちょうど私共の切井だとか第1次の合併の頃は、本当にそういう状況で紛争したもんでございます。そのためにはいろんな、例えばそのかわり何々を作ってくれといったようなそんな駆け引きも十分あったというふうに思っておりますけれども、それは別として、まず統合するためのいろんな道路だとか、いろんな環境整備も進めていかなければいけないなというふうに思っておりますけれども、結論としましては、今の保護者の皆さん方の声を大切にしていきたいという思いは変わりございません。

それから東白川村との協議につきましてですけれども、学校問題もさることながら別に行政の中で今年度から村長さんから話がございまして、是非いろんな中で協議する場を設けたいですねという話しでございました。早速にでも今こちらから時期を指定をして、お互いに時期の合うところで、まず職員の中でいろんな話し合いを進めていきたい、その中に当然教育の話も出てくる事だろうというふうに思っております、大きな期待をしておるわけですが、ただ学校うんぬんの話しで我々がなんせ干渉はできませんので、皆さん方からそれぞれが意見を出し合うというような形の中で進めていきたいなというふうに思います。そこまでにしときます。

それから将来像をつくる、学校の全体像をつくる委員会ということですね、これにつきましては、すでに教育会議の中で教育委員会の中へは、いわゆる教育ビジョンを作ってくれという指示はだしておりますけれども、今度は指示じゃなくして我々が自ら動かなければいけない時期だというふうに考えております。これについてまた教育委員会の中でご意見等があれば教育長の方から答弁をさせますけれども、今そういう状況で、まずは白北と白小の話しを進めて、後次のことをどうするかというような話を早急に進めたいという話しをしておるところが現実でございます。組織としてこれから今後のことについては教育委員会の方から答弁をさせます。

○ 議 長 はい、教育長。

(教育長 瀬瀬政昭君)

○ 教 育 長 将来の白川町の教育ビジョンについての検討については、早急に進めていくということで先ほど町長が話しましたような方法で教育委員会も考えていきたいと思っております。このビジョンについては、第5次総合計画の中で示されたあの

ビジョンが、現体制を維持するということで進めてまいりました。それは子ども数の問題ではなくて、今地域にある地元の学校を、ふるさとの子ども達を育てるといふ、そういう中での教育ビジョンとして掲げたものです。ですから地域に学校があって、地域の地元の子ども達を地元の学校で育てようという一つのビジョンの中で進められてきたものです。そしてその結果、今回の審議検討委員会の中で多くの全ての地域で声が上がりましたのは、今の学校教育に満足しているという保護者の声をお聞きしました。これはですね、人数が少なくなったからどうやということではなくて、今どんな人数になったとしても、今の学校の今の教育に満足しているという保護者の声があるということ、これは十分私たちは有りがたいものだとして受け止めております。ですから学校の将来ビジョンを考える時も、このスタンスはやはり変えていくべきではないと私は思っております。ですから「人数ありきの統廃合というものは、教育に馴染まない」私はそういうふうに考えております。いかに人数が少なくてもそこで行われる教育というものはあるという、そういったふうに私は思っておりますけれど、こういったことも含めてですね、将来の白川町の子ども達をどうやって育てるか、そして保護者の意見を大事にするということは当然のことです。もう一つの観点としては、将来保護者となる若者たちが、そこで子供を育てようとするそういった人たちの意見も考えるべきであろう、つまり今子どもを育てているわけではないんだけど、将来地元で子どもを儲けて子供を育てたいというそういった人たちが、学校があるかないかということに対して、どういう意識をもっておられるかということも併せて考えていかなければならないのではないかなあと思います。現実に先日の中日新聞で発表されました高山市の記事が載っております。その中で当然全国的にも話題になっている旧高根村がですね、市町村合併により旧朝日村それから旧高根村の3つの小中学校を統合して、高根村からは学校はなくなったというそういう中で、この2つの要素から640人いた住民の方が、その間10年で320人になり、その320人の中の高齢化率が55%と。ですから65歳以下の人たちは144人という、0歳から65歳までは144人に現になっているというこういった現実があるということも私たちは受け止めなければならない。ですから地域に学校がなくなるとそういう現実が起こって更に加速するということを私は危惧しています。そして、統合して同級生を増やす、これは私は賛成です。統合した結果、逆に更に子どもが減っていくであろうという、こういったことはそういった事例からも推測されます。ですからそういったことも含めてですね、白川町の教育ビジョンを早急に掲げて、第6次総合計画の中で明確にお示しできたらいいなというふうに思っています。ご理解をいただきたいなあと思っております。

○ 議長 再々質問、ありますか。

(5番 服部圭子君)

○ 5番 町長さんから再質問に対するお答えをいただきました。そこで最後のところの2021年から始まる6次総に掲げるために、検討組織を作っていくように教育委員会の方にもビジョンをたててくれというふうに言っていると、その具体的にいつ、どのような組織でということをお聞きしたかったんですけども、もう一度具体的にいつ、最終時点はいつまでにつくるのかという時期をお聞きしたいと思います。

もう一つの質問というかあれなんですけども、教育長さんが答弁されたことは、前の今まで統合についての話しをしてきた時に答弁されている内容を繰り返されたのかなというような感を持ちました。ひとつですね、現在の教育に非常に満足しているという声は、私も聞きましたしその点については全然異論はありません。しかし、私たちは未来について施策を進めるのが仕事であります。ということは、今の満足している、現在の教育は満足している、でも将来には非常に不安があるという声が多くあったのは事実です。ですから町長さんが最終的に決断されました統合について、舵を進めていくんだという状態になっていると考えています。ですが、今の教育長さんのお話だと現体制を維持することを6次にも進めていくのではないかというような、私の誤解であったら申し訳ないんですけども、そのように少し捉えられた点がありましたので、もう一つの意見として若い人たちの声に、実際にはこのまま統合がないのであればもうこの地域を出ていく、今まで人数がここまで減ったということ予想しない5年、10年前の5次総でありました。5年前の見直しの時にここまで人口減があるということで、同級生がほしいですとか統合の声をそこまで捉えていなく現体制を維持してきたわけですけども、若い人の中には実際に先ほどの、繰り返しますがこのまま同級生もいない状態ではここには住み続けられないという声が実際にあったということにたつて、検討を進めていきたいと思えます。これについては答弁は求めません。

そして、もう一つはいろんな地域ごとの人数の違いが、格差という部分であります。町長さんも順番に段取りをもって順番に段階的に進めていくというお話でしたが、以前の切井に学校がなくなったというような時代とは、今は全く人数も状況も違っています。今も時代の流れは昔も100年が10年、1年というぐらいに早く動いていますので、それに対応した最高の教育を私達は未来というか現代の子ども達に渡していかなきゃいけない。ですので、より効率化して集中していくような形が必要ではないかとも思えます。分散して少ない子ども達で育てていく教育は、やはり離島とかそういう所でしたら仕方がないと

いうことで分かりますけれども、現在のように車で送り迎えすることに予算を集中させ、前の佐伯議員への答弁にもありましたが、学校を維持管理するのはもう不可能であるし、子ども達の教育を最高にしていく未来について創造的な教育を今後も行っていくためにも、早く統合を進めていく必要があると思います。再々質問ですが具体的な、町長さんにお聞きします。具体的に検討の内容について、そして最後の計画を出す日程についてをお答えいただき、具体的に進むんだということを町民の皆様にもお伝えしていただいて、子育てについて将来の展望がもてる、若い人たち、それから今小さいお子さんを抱えている人達のためにも、力強い具体的にビジョンが見えるような答弁をお願いします。

○ 議 長 はい、副町長。

(副町長 佐藤滋君)

○ 副 町 長 ではスケジュールとそれから人選ですね、どういうメンバーの方たちに入っていくかという、その質問にお答えしたいと思いますが、まず6次総合計画の中に盛り込んでいくということでございますので、6次総合計画は2021年にやるということでございます。これは教育関係だけではなくて、将来の町づくりについて全てのことをこの総合計画に盛り込んでいきますので、過去の例から総合計画を作る時のタイムスケジュールというものからお話をさせていただきたいと思いますが、まず来年2019年は準備期間としていろんなことを準備してまいります。2020年に、具体的に1年かけて町民の皆さんやいろんな方たちのご意見を伺いながら1年をかけて計画づくりをして、2021年にはその初年度にある計画を行っていくというそういうスケジュールになると思いますので、おそらく学校の配置等についての検討も、そのスケジュールの中に納まってくると思います。ですから今年度中にその検討委員のメンバーをどういうメンバーにするのか、それからどういうふうのスケジュールに進めるか、もっと具体的なスケジュール化を決めるための今年度中に、3月までに決定するという流れになっております。おそらく来年の4月からは、その専門の委員の皆さんに準備期間としていろんなデータ集めをしていただいたり、いろんなことを協議いただくということになるというふうでございます。これは6次総合計画のスケジュールに合わせてやっていく前提でいくと、こういうスケジュールになるということでございます。

メンバーについてどうするかは、まだこれから検討ですが、今考えられるのはやっぱり教育の専門、教育に携わる方、それから勿論保護者の方、地域の方、それから町の中でも財政に絡んでくることですのでその財政に関係する方、いろんな方たちに入っていて、多様な方に入っていていただいて計画、将来づ

くりを行っていくことになると思います。よろしくをお願いします。

○ 議 長 答弁が終わりました。2つ目の質問に入ってください。

(2番 服部圭子君)

○ 2 番 それでは2番目の質問に移らさせていただきます。小中学生の遠距離通学の方々へのスクールバス利用についてです。

今年度からスクールバスが白川町公共交通の整備に伴って、スクールバスに高校生の送迎ですとか、一般の方にも活用できる運びとなりました。スクールバス5台の佐見中学校の1台を省いて、白川タクシーに委託業務となりました。ここで高校生ですとか一般の方への活用だけでなく、これまでですね、小中学生の徒歩通学だった児童にもスクールバス通学になったというところがあります。スクールバスの利用範囲が広がった理由として次のようなことを聞かされています。まず第1には、子どもが少なくなって人気のない通学路の一人登校、または低学年だけの登校となるところが多くなりまして、不審者から子どもを守るためにもバス登下校の必要性が高くなってきていると把握しております。また、熊が出たとかそういった獣害のこともあり、そのような被害を防止するためにも、スクールバスの活用をという声が多くなっていました。

スクールバスの活用を進めることは、このような理由からも非常に必要性の高いことだと考えます。ですが、少数ですがスクールバス停車場までや、また分団まで非常に遠方のために、子どもさんを毎朝、または毎夕方、家族の方で送迎をしているということをお聞きしています。今回のスクールバス活用の範囲を広げるという変更の中で、この送迎をしていた方がしなくてもよくなったというご家庭もあると聞きましたが、まだ親さん達が送迎を余儀なくされているというご家庭もあると聞いております。これについて、やはり小中学校というのは義務教育であります。白川町の小中学校生徒の学校への登下校については、公共的に同じように登下校できるように家庭の負担を軽減する必要があるのではないのでしょうか。

そこで、小学校、中学校における状況が違うと思いますので、小学校、中学校に分けて私の考えを述べ、町の考えと今後の対応について質問いたします。まず、小学校についてですが、児童の遠距離通学のためにスクールバスや分団のところまでの送迎をされている家族があるということを知りましたので、この方々がどのくらいおられるのかを把握しておられますでしょうか。スクールバスの送迎範囲を拡大することはできないのでしょうか。もしできないとしたら、それに代わる公共交通の送迎手段を講じる必要があると思います。またそれもできないということであれば、最悪その家族の方への送迎補助をする必要があるのではないのでしょうか。また、迎えに来るまでの待機場所についても

やはり時間通り親さん達が来られない時とかそういった時に、小学生の方々には見守りが必要だと思っておりますので、そこでの安全確保、そのような点についても配慮する必要があるのではないかと思います。それについてお聞きします。

次に中学生についてです。中学生の登下校は自転車ですとか徒歩の子ども達、スクールバスも利用されています。遠距離通学6キロ以上については、自転車のタイヤ代というほどの補助が出ているようです。先に上げました子どもを守らなくてはならない理由、少子化によって一人通学があるということや、熊等のことの対策については、やはり小学生と同様に必要な状況が発生していると思っております。

自転車通学では、特に遠距離では、雪の日や大雨時に保護者による送迎がなされているようです。特にまた女子については、不審者から守ること。また、人気のない所を通る白川町の場合、自転車事故についての対応にも更なる対策を講じる必要があるのではないのでしょうか。遠距離通学者で家族で送迎をされている生徒さんの把握、またそのお子さんたちへの対応もやはり小学生と同じようにするべきと考えますがいかがでしょうか。また、自転車通学の生徒が、雨の日や雪の日には、スクールバスを利用できるように拡大活用が生徒の安全を守るためにも必要ではないかと思っておりますがいかがでしょうか。学校生活を支える登下校が安全に楽しくできるために、これらについての質問への答弁をお願いいたします。

○ 議長 答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 藤井寿弘君)

○ 教育課長 それでは5番 服部議員の2つ目の質問、小中学生の遠距離通学のスクールバス利用についてお答えさせていただきます。小中学校への通学については、国の遠距離通学の基準となる、小学校で4km、中学校で6kmを超える通学距離の場合は、原則としてスクールバス、濃飛バスを利用していました。議員ご指摘のとおり、少子化により集団下校ができなくなったり、獣の出没等の影響から、学校によってはPTAと協議し、遠距離通学の基準となる距離以下であってもスクールバス通学等を利用することも行ってまいりました。

また、遠距離通学の対象となる児童生徒につきましては、「白川町小中学校児童生徒遠距離通学費補助金交付要綱」に基づきまして、濃飛バスの場合はその定期代相当額を、自転車を利用する場合には、月額1800円の助成を行っております。平成29年度の実績では、小学校の濃飛バス通学6名、中学校の濃飛バス通学27名、自転車通学10名がその対象となっておりまして、総額1,462,360円の補助金を交付しております。

さて、今年4月からの通学方法につきましては、町の公共交通体系の変更

に伴い、スクールバス運行を佐見地区を除いて白川タクシーに委託し、高校生の通学にスクールバスを利用するとともに、各学校とも協議し、徒歩通学からスクールバス通学へ、濃飛バス通学からスクールバス通学へと、可能な限りの見直しを行っております。しかし、一部地域においては最寄りのバス停までの距離が長く徒歩によることが困難なため、保護者による自家用車での送迎があることは承知いたしております。これは、今回の見直し以前から行われていたと聞いております。

スクールバスでの通学は、できるだけ自宅近くのバス停で乗り降りできることが理想でございますが、現在のバスの台数、運転手の人数、学校の始業時間、道路事情等を考慮すると、全てに対応するのは難しい状況であることは、ご理解いただけたと思います。これまで子どもたちが安全な登下校ができたのは、各家庭や地域の方々、学校のご理解、ご協力があったからこそ実現できたと思っております。財政面のことは何ら考慮せず、多額の経費をかけて車両と運転手を確保できれば全て解決できると思っておりますが、現実的ではございません。先ほどの保護者によるバス停までの送迎に対して、どのような形で支援していくことがよいのかについては、検討させていただきたいと思っております。

中学生の自転車通学につきましては、遠距離通学対象者への補助金額が自転車のタイヤ代程度かどうかは別としまして、安心、安全な登下校が第一であります。各学校の意見も聞きながら、自転車通学への対応についても検討してまいります。繰り返しになりますが、子どもたちの安全は地域の見守る力なくしては確保できません。これからも学校、保護者、地域が協力して、白川町の大切な子どもたちを支えていただきたいと思います。議員におかれましても、ご支援ご協力を賜りますようお願いし、答弁とさせていただきます。

○ 議 長 はい、一般質問の途中ですが、ここで1時まで休憩します。

(午後0時2分)

○ 議 長 再開します。(午後1時00分)

一般質問を続けます。

再質問、ありますか。はい。

(5番 服部圭子君)

○ 5 番 先ほどのスクールバスの小中学生の利用についてという質問の再質問をさせていただきます。スクールバスに、小学生についてはこれから検討していくということを答弁していただきました。検討していくというのは非常にあいまいでして、来年になるのか再来年になるのかというところが非常に気になりますので、どういう部署で検討して、いつにそのことを具体化していく計画であるかというのをお聞かせください。少なくともスクールバスに拡大した今年の2

学期からとかそのような単位で実現をしていただきたいと思いますので、それについての答弁をお願いします。

中学校についても特に自転車通学への対応ですので、これも早急にされるかとは思いますが、それも日程的な具体的な答弁をお願いいたします。

○ 議 長 教育課長。

(教育課長 藤井寿弘君)

○ 教育課長 はい、ありがとうございます。まずですね、小学校のスクールバスに代わりまして保護者の方が送迎している方への助成ということでございますけれども、学校の方の聞き取り調査をいたしましたら、小学校でですね、12件ほどございます。それはスクールバスのバス停まで送ってみえる方もありますし、集団登校する集合場所まで送ってみえる方もありますので、今回の改正にともなって送迎が始まったということではございませんけれども、そういった実態がございます。で、助成につきましては、どのような方にどんな形で助成するかということなんですけれども、スクールバスのバス停まで距離のある方もありますし、徒歩通学してみえる子供さんですね、ずっと徒歩通学で歩いてみえるわけですね、その徒歩通学の集合場所まで送ってみえる親御さんも場所によってはあります。ひょっとすると遠方ですけども親御さんの判断で歩いていきなさいという親御さんもあるかもしれません。ですので、助成するにあたりましてその助成の基準といいますか、そういったものをしっかりと検討する必要があるかと思えます。予算を伴うことでございますので、また学校さん等にも聞きまして、今2学期というお話がございましたけれども、まだその時点では予算上措置することは難しうございますので、今年度中には方向を出すような形で、部署は教育委員会のほうで学校との実態を把握したら進めてまいりたいというふうに考えております。

中学校につきましてもですね、こちらもスクールバスに変わる際にですね、学校さんの意向によっては自転車通学を続けたいというような方向もありますので、そちらも全て強制的にスクールバスという方法もありますけれども、学校さんの意向、保護者の意向もお聞きしながら進めていく方が良いと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○ 議 長 再々質問。

(5番 服部圭子君)

○ 5 番 小学生のことなんですけれども、近くの人、実態としてはもちろん、前からこのスクールバスに徒歩の子も乗せていくよりもということが始まった以前からこういう状態があるということで、今回スクールバスの変更に伴ってこういう質問をさせていただいたんですけれども、今度の拡大は近くでも歩いていく

子ども達にはスクールバスが対応されたと、でも遠くの子ども達には、むしろ遠くの人を最優先して何らかの交通手段をもち、近い人は、この理由としては1人登校ですとか、そういった安全面のためにスクールバスに乗せていこうというこの理由がそちらにあるわけですので、遠くから通っているお子さんについても同じようにやはり対応していかなくてはいけないというのが大前提だと思うんですね。ですので、それをお金で何かするというでしか仕方ないということなのか、やはり安全を守るためにどういうことをしたらいいか、私の質問の中で見守りについての質問もさせていただいています。そういう面での、最初からスクールバスは、近くの子は乗せていくんだけど、遠くの子には同じ現状になっているというところはちょっと、なんて言うんですか目が行き届いてなかった部分が12件の方に実際あるのではないかということを思います。金銭的な助成だけというふうに加えて一つの方法だけではなく、そういうお子さん達が今どうなっているのかというのをちゃんとしたヒアリングをしつつ、この子達が安全に、私が述べました2つの理由が心配なくなるように、何らかの対応を早急に考えていただくようお願いしたいかなと思います。見守りについてもご答弁願います。

そして中学校ですが、自転車登校の子も何らかの時には親さん達が送っていくのではなく、スクールバスも使えるようにしてはどうですか。そういう方法をとれないですかというご質問をしたつもりでしたので、その点について、全部をスクールバスにするということではなく、自転車の子、徒歩の子どもさんもスクールバスに乗ることが場合によってはできないかという、そういうことも検討の枠の中に入れていくべきではないかという質問なので、それについてのご答弁もお願いします。

○ 議 長 はい、教育課長。

(教育課長 藤井寿弘君)

○ 教育課長 まず小学生の通学につきましては、先ほど申しましたように遠方の子はスクールバスで通っておったということですね。それが今度近い子もバス路線を検討しまして、なるべくスクールバスで登下校できるようにということを行ってまいりました。それで繰り返しになりますけれども、バス停までの距離が遠い子もあれば近い子もあるということがございます。何らかの方法ということでですね、全てバスにすることができればそれに越したことは無いんですけども、それはお金をかければできることなのでしょうけども現実的ではございません。今までもですね、ずっとそういった子は家庭のご努力とか地域の方ですね、安全を守りながら登下校していただいたと思いますけれども、少子化で集団登下校が出来なくなったというようなこともあって順次切り替えておると。

公共交通自体も始まったことでありますので、その公共交通の動き方ですね、バスの配車とかそういったことも含めて、まだまだ議員のおっしゃられるようなことは課題となっておりますので、検討していかなければならないというようなことは思っております。すぐにそれを実行するというような意欲的なことはできないかと思っておりますけども、現状把握については勤めて参りたいと思っておりますし、中学生の悪天候の時とかですね、そういう時に自転車の子をスクールバスに乗せるということは、当然安全面を考えれば必要なことではございますが、そうしますと学校の始業時間の関係とかそういったところの調整なども必要となってきますけども、全く無理な事ではないと思っておりますので、こちら調整いたしますか学校さんと相談していかなきゃいけないというような頭でございますのでよろしくお願いします。

○ 議 長 服部圭子君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。1時20分まで休憩をいれます。

(午後1時10分)

○ 議 長 再開します。(午後1時20分)

◇日程第5 承第1号 専決処分した事件の承認について

専第5号 白川町税条例等の一部を改正する条例について

○ 議 長 日程第5 承第1号「専決処分した事件の承認について」、専第5号「白川町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

報告を求めます。町民課長。

(町民課長 安江文郎君 登壇)

○ 町民課長 承第1号 専決処分した事件の承認について、専第5号 白川町税条例等の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し報告した。

○ 議 長 報告が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○ 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

○ 議 長 討論を終わります。採決します。

承第1号を報告のとおり承認することに、ご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご意義なしと認めます。よって、承第1号「専決処分した事件の承認について」、専第5号「白川町税条例の一部を改正する条例について」は、報告のとおり承認されました。

◇日程第6 承第2号 専決処分した事件の承認について

専第6号 白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につ

いて

- 議 長 日程第6 承第2号「専決処分した事件の承認について」、専第6号「白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
報告を求めます。町民課長。
(町民課長 安江文郎君 登壇)
- 町民課長 承第2号 専決処分した事件の承認について、専第6号 白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し報告した。
- 議 長 報告が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
承第2号を報告のとおり承認することに、ご意義ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご意義なしと認めます。よって、承第2号「専決処分した事件の承認について」、専第6号「白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、報告のとおり承認されました。
◇日程第7 承第3号 専決処分した事件の承認について
専第4号 白川町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 議 長 日程第7 承第3号「専決処分した事件の承認について」、専第4号「白川町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
報告を求めます。保健福祉課長。
(保健福祉課長 田口裕和君 登壇)
- 保健福祉課長 承第3号 専決処分した事件の承認について、専第4号 白川町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し報告した。
- 議 長 報告が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
承第3号を報告のとおり承認することに、ご意義ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご意義なしと認めます。よって、承第3号「専決処分した事件の承認について」

て」、専第4号「白川町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について」は、報告のとおり承認されました。

◇日程第8 承第4号 専決処分した事件の承認について

専第2号 平成29年度白川町一般会計補正予算（第6号）

承第5号 専決処分した事件の承認について

専第3号 平成29年度白川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 議 長 日程第8 承第4号「専決処分した事件の承認について」、専第2号「平成29年度白川町一般会計補正予算（第6号）」、承第5号「専決処分した事件の承認について」、専第3号「平成29年度白川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」以上2件を一括議題とします。

報告を求めます。総務課長。

（総務課長 佐伯正貴君 登壇）

- 総務課長 承第4号 専決処分した事件の承認について、専第2号 平成29年度白川町一般会計補正予算（第6号）、承第5号 専決処分した事件の承認について、専第3号 平成29年度白川町後期高齢者特別会計補正予算（第2号）、以上2件について、議案及び補正予算事項別明細書を朗読し報告した。

- 議 長 報告が終わりました。質疑を許します。

（「なし」の声あり）

- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

（「賛成」の声あり）

- 議 長 討論を終わります。採決します。

承第4号を報告のとおり承認することに、ご意義ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議 長 ご意義なしと認めます。よって、承第4号「専決処分した事件の承認について」、専第2号「平成29年度白川町一般会計補正予算（第6号）」は、報告のとおり承認されました。

- 議 長 次に、承第5号を報告のとおり承認することに、ご意義ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議 長 ご意義なしと認めます。よって、承第5号「専決処分した事件の承認について」、専第3号「平成29年度白川町後期高齢者特別会計補正予算（第2号）」は、報告のとおり承認されました。

◇日程第9 議第31号 白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 議 長 日程第9 議第31号「白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例について」を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

(総務課長 佐伯正貴君 登壇)

- 総務課長 議第31号 白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
議第31号を原案のとおり決することにご意義ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご意義なしと認めます。よって、議第31号「白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第10 議第32号 白川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について

議第33号 白川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について

議第34号 白川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について

- 議長 日程第10 議第32号「白川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について」、議第33号「白川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について」、議第34号「白川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について」、以上3件を、一括議題とします。

説明を求めます。教育課長。

(教育課長 藤井寿弘君 登壇)

- 教育課長 議第32号 白川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について、議第33号 白川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について、議第34号 白川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗

読み説明した。

- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第32号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第32号「白川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、議第33号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第33号「白川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、議第34号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第34号「白川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第11 議第35号 白川町家畜診療所設置条例を廃止する条例について
- 議 長 日程第11 議第35号「白川町家畜診療所設置条例を廃止する条例について」を議題とします。
説明を求めます。農林課長。
(農林課長 三宅正仁君 登壇)
- 農林課長 議第35号 白川町家畜診療所設置条例を廃止する条例について、議案及び提案説明を朗読し説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第35号を原案のとおり決することにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご意義なしと認めます。よって、議第35号「白川町家畜診療所設置条例を廃止する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- ◇日程第12 議第36号 白川簡易水道中川浄水場増補改良工事請負契約の締結について
- 議 長 日程第12 議第36号「白川簡易水道中川浄水場増補改良工事請負契約の締結について」を議題とします。
- 説明を求めます。建設環境課長。
- (建設環境課長 藤井勝則君 登壇)
- 建設環境課長 議第36号 白川簡易水道中川浄水場増補改良工事請負契約の締結について、議案及び提案説明を朗読し説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
- (「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
- (「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
- 議第36号を原案のとおりに決することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第36号「白川簡易水道中川浄水場増補改良工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決しました。
- ◇日程第13 議第37号 平成30年度白川町一般会計補正予算(第1号)
議第38号 平成30年度白川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議 長 日程第13 議第37号「平成30年度白川町一般会計補正予算(第1号)」、議第38号「平成30年度白川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」以上2件を一括議題とします。
- 議 長 お諮りします。本件については、議案の説明を省略し、ただちに予算審査常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、予算審査常任委員会に付託することに決しました。
- 議 長 お諮りします。白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、委員会審査を、6月20日までに終わるよう、期限を付したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、審査期限は、6月20日とすることに決定しました。

○ 議 長 お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

○ 議 長 ただ今、決定したとおり、本日はこれをもって延会とし、明日20日、午後2時から第1会議室において予算審査常任委員会を開催し、その後、本議場において会議を開き、委員長の報告を求めます。

どうもご苦労様でした。

(午後2時28分 了)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員